様式５

# バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

| 建築物特定施設等 | 条　　件 | 整　備　基　準 | 設　計　内　容 | |
|---|---|---|---|---|
| １<br>出入口<br>（第２条） | (1) 直接地上へ通ずる出入口の１以上 | ①幅 120 cm以上 | (内法幅)　　cm | |
| | | ②自動開閉の戸 | (戸の形式) | |
| | | ③戸の前後に高低差がない（水平） | (高低差)　有 ・ 無 | |
| | (2) その他の出入口<br>（籠、昇降路、便所及び浴室等を除く） | ①幅 90 cm以上 | (内法幅)　　cm | |
| | | ②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | (開閉方法) | |
| | | ③戸の前後に高低差がない（水平） | (高低差)　有 ・ 無 | |
| ２<br>廊下等<br>（第３条） | | ①滑りにくい仕上げ | (仕上げ材) | |
| | | ②廊下側に開く戸が安全上支障がない（ｱﾙｺｰﾌﾞ） | (支障)　有 ・ 無 | |
| | | ③休憩の用に供する設備の設置（ベンチ等） | (設備)　有 ・ 無 | |
| | 車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる廊下等は適用しない | ④幅 180 cm以上（50m 以内ごとに車椅子すれ違いスペースを設ける場合 140 cm以上） | (内法幅)　　cm<br>(すれ違い部)　有 ・ 無 | |
| | | ⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | (開閉方法) | |
| | | ⑥戸の前後に高低差がない（水平） | (高低差)　有 ・ 無 | |
| | (1) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分<br>（自動車車庫の用途を除く） | ①階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ﾌﾞﾛｯｸ等を敷設<br>（勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く） | (点状ﾌﾞﾛｯｸ)　有 ・ 無<br>(勾配)　　／<br>(高さ)　　cm | |
| | | ②突出物を設ける場合の安全上支障のない措置 | (支障)　有 ・ 無 | |
| ３<br>階段<br>（第４条） | | ①幅 140 cm以上（手摺の幅 10 cm以下は不算入） | (内法幅)　　cm | |
| | | ②蹴上げ 16 cm以下、踏面 30 cm以上 | (蹴上げ)　cm(踏面)　cm | |
| | | ③両側に手摺を設置　（踊場を除く） | 有 ・ 無 | |
| | | ④滑りにくい仕上げ | (仕上げ材) | |
| | | ⑤段を識別しやすい色、つまずきにくい構造 | (講じた措置) | |
| | | ⑥主たる階段は回り段としない | (回り段)　有 ・ 無 | |
| | 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段（自動車車庫を除く） | ⑦上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設<br>（段と連続した手摺を設けた踊場を除く） | 有 ・ 無<br>(講じた措置) | |
| ４<br>傾斜路又は昇降機の設置<br>（第５条） | 多数の者が利用する階段を設ける場合（車椅子駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段を除く） | ①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（２以上の階にわたるときは６のエレベーターに限る）を設けているか | 階段　有 ・ 無<br>(講じた措置) | |
| ５<br>傾斜路<br>（第６条）<br><br>（多数の者が利用する階段に代わる傾斜路、又は階段に併設する傾斜路に適用） | 車椅子用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路には適用しない | ①幅 150 cm以上<br>（段併設の場合 120 cm以上） | (内法幅)　　cm<br>(段併設)　有 ・ 無 | |
| | | ②勾配 1/12 以下<br>（勾配が 1/12 を超えるときは、両側に手摺を設置） | (勾配)　／<br>(講じた措置) | |
| | | ③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場 | (高さ)　cm(踏幅)　cm | |
| | | ④両側に手摺を設置（高さ＞16 cm） | (高さ)　cm　有 ・ 無 | |
| | | ⑤滑りにくい仕上げ | (仕上げ材) | |
| | | ⑥廊下と識別し易い色 | (講じた措置) | |
| | 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用<br>（自動車車庫を除く） | ⑦上端に近接する部分に点状ﾌﾞﾛｯｸ等を敷設<br>（勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続して手摺を設けた踊場を除く） | 有 ・ 無<br>（勾配）　／　（高さ）<br>cm<br>(講じた措置) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 6<br>エレベーター<br>（第７条）<br><br>（多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機） | (1) １以上のエレベーター及びその乗降ロビー（籠の停止階は多数の者が利用する居室及び車椅子使用者用便房・駐車施設・浴室等・客室がある階並びに地上階とする）<br>（多数の者の利用）<br>①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する<br>（不特定多数の者の利用）<br>⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する<br>（主に視覚障害者の利用）<br>⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する（車庫除く） | ①籠の奥行 135 cm以上 | （籠の奥行）　cm | |
| | | ②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置 | 有 ・ 無 | |
| | | ③乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置 | 有 ・ 無 | |
| | | ④車椅子の転回に支障ないかごの構造 | | |
| | | ⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置（籠内及び乗降ロビー；以下の⑩、⑪も同様） | （装置の高さ）　cm | |
| | | ⑥イ　出入口幅 80 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ⑥ロ　出入口幅 90 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ⑦イ　乗降ロビー150 cm×150 cm以上<br>高低差なし（水平） | （内法寸法）　cm×　cm<br>（高低差）　有 ・ 無 | |
| | | ⑦ロ　乗降ロビー180 cm×180 cm以上<br>高低差なし（水平） | （内法寸法）　cm×　cm<br>（高低差）　有 ・ 無 | |
| | | ⑧イ　籠の幅 140 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ⑧ロ　籠の幅 160 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置 | 有 ・ 無 | |
| | | ⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置 | （点字表示等）　有 ・ 無 | |
| | | ⑪籠の昇降方向の音声表示装置 | 有 ・ 無 | |
| | (2) その他のエレベーター及びその乗降ロビー<br><br>（多数の者の利用）<br>①～③及び⑥イ、⑦イを適用する<br>（不特定多数の者の利用）<br>全項目を適用する | ①籠の奥行 135 cm以上 | （籠の奥行）　cm | |
| | | ②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置 | 有 ・ 無 | |
| | | ③乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置 | 有 ・ 無 | |
| | | ④車椅子の転回に支障ない籠の構造 | | |
| | | ⑥イ　出入口幅 80 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ⑦イ　乗降ロビー150 cm×150 cm以上<br>高低差なし（水平） | （内法寸法）　cm×　cm<br>（高低差）　有 ・ 無 | |
| | | ⑧イ　籠の幅 140 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| 7 （第８条）<br>特殊な構造又は使用形態の昇降機 | (1)エレベーターの場合 | ①段差解消機（建設省告示第 1413 号第１第七号） | （構造方法） | |
| | | ②籠の床面積 2.25 ㎡以上 | （床面積）　㎡ | |
| | | ③車椅子の転回に支障ない籠の構造 | （支障）　有 ・ 無 | |
| | (2)エスカレーターの場合 | ①車椅子用（建設省告示第 1413 号第１ただし書き） | （構造方法） | |
| 8<br>便所<br>（第９条）<br><br>（多数の者が利用する便所を設ける場合） | (1) 車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を、便所が設けられている階ごとに１以上設置 | ①階ごとの便房数が 200 以下の場合は 1/50 以上、200 超は 1/100＋２以上の便房数 | （全便房数）　便房<br>（車椅子用）　便房 | |
| | | ②腰掛便座、手摺等の適切な配置 | （手摺等）　有 ・ 無 | |
| | | ③車椅子使用者の利用に十分な空間の確保 | （空間）　有 ・ 無 | |
| | | ④出入口幅 80 cm以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | （開閉方法） | |
| | | ⑥戸の前後に高低差がない（水平） | （高低差）　有 ・ 無 | |
| | | ⑦車椅子使用者用便房がある旨の表示 | （標識）　有 ・ 無 | |
| | 車椅子使用者用便房のない便所 | ⑧車椅子使用者用便房に近接するか又は腰掛便座及び手摺を１以上の便房に設置 | （講じた措置）<br>（手摺等）　有 ・ 無 | |
| | (2) 男子用小便器を設ける場合（階ごとに１以上） | ①床置式その他これに類する小便器を設置 | （床置式）　有 ・ 無 | |
| 9<br>ホテル又は旅館の客室<br>（第 10 条） | 車椅子使用者用客室 | ①客室の総数が 200 以下の場合は 1/50 以上、200 超は 1/100＋２以上設置 | （全客室数）　室<br>（車椅子用）　室 | |
| | | ②出入口幅 80cm 以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | （開閉方法） | |
| | | ④戸の前後に高低差がない | （高低差）　有 ・ 無 | |
| | (1) 車椅子使用者用客室に車椅子対応便房を設ける（当該階に共用車椅子対応便房がある場合を除く） | ①出入口幅 80cm 以上 | （内法幅）　cm | |
| | | ②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | （開閉方法） | |
| | | ③戸の前後に高低差がない | （高低差）　有 ・ 無 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 9<br>ホテル又は旅館の客室（続き） | (2) 車椅子使用者用客室に車椅子対応浴室を設ける（同一建物内に車いす対応浴室がある場合を除く） | ①浴槽、シャワー、手摺等を適切に配置 | (手摺等)　有・無 | |
| | | ②十分な空間の確保 | (空間)　有・無 | |
| | | ③出入口幅 80cm 以上 | (内法幅)　cm | |
| | | ④自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | (開閉方法) | |
| | | ⑤戸の前後に高低差がない | (高低差)　有・無 | |
| 10<br>敷地内の通路<br>（第 11 条） | ＊右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、③、④、⑤ | ①幅 180 cm以上（段のある部分及び傾斜路を除く） | (幅員)　cm | |
| | | ②滑りにくい仕上げ | (仕上げ材) | |
| | | ③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | (開閉方法) | |
| | | ④戸の前後に高低差がない（水平） | (高低差)　有・無 | |
| | | ⑤段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置 | (段)　有・無<br>(講じた措置) | |
| | (1) 段を設ける場合の段の構造 | ①幅 140 cm以上（手摺の幅 10 cm以下は不算入） | (内法幅)　cm | |
| | | ②蹴上げ 16 cm以下、踏面 30 cm以上 | (蹴上げ)　cm(踏面)　cm | |
| | | ③両側に手摺を設置 | 有・無 | |
| | | ④段を識別しやすい色、つまずきにくい構造 | (講じた措置) | |
| | (2) 傾斜路の構造<br>（段に代わり又はこれに併設するもの）<br><br>＊右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、②、③ | ①幅 150 cm以上<br>（段併設の場合 120 cm以上） | (内法幅)　cm<br>(段併設)　有・無 | |
| | | ②勾配 1/15 以下 | (勾配)　／ | |
| | | ③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場<br>（勾配 1/20 以下を除く） | (高さ)　cm（勾配）　／<br>(踏幅)　cm | |
| | | ④両側に手摺を設置<br>（高さ＞16 cmでかつ勾配＞1/20） | 有・無<br>(高さ)　cm（勾配）　／ | |
| | | ⑤通路と識別し易い色 | (講じた措置) | |
| | ＊車椅子駐車施設が設けられていない駐車場及び段等のみに通ずる敷地内の通路については、右記の基準は適用しない。 | ①幅 180 cm以上（段のある部分及び傾斜路を除く） | 条件に基づき適用除外 | |
| | | ②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸とし、かつ、その前後に高低差がない。 | 条件に基づき適用除外 | |
| | | ③段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置 | 条件に基づき適用除外 | |
| | | ④傾斜路は、幅 150 cm以上<br>（段併設の場合 120 cm以上） | 条件に基づき適用除外 | |
| | | ⑤傾斜路の勾配 1/15 以下<br>＊この基準は左記の条件のとき次の基準がある。<br>・傾斜路の勾配 1/12 を超えるとき両側に手摺を設置する。 | (講じた措置)<br><br>両側手摺　有・無 | |
| | | ⑥傾斜路の高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場<br>（勾配 1/20 以下を除く） | 条件に基づき適用除外 | |
| 11<br>駐車場<br>（第 12 条） | 多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を１以上算定により設置 | ①全駐車台数が200以下は1/50以上、200超は1/100＋２以上の台数 | (全駐車台数)　台<br>(車椅子用)　台 | |
| | | ②幅 350cm 以上 | (幅員)　cm | |
| | | ③利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか。 | (近い位置)　有・無 | |
| 12<br>浴室等<br>（第 13 条） | (1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、車椅子使用者用浴室等を１以上設置 | ①車椅子使用者用浴室等 | 有・無 | |
| | | ②浴槽、シャワー、手摺等を適切に配置 | (手摺等)　有・無 | |
| | | ③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間の確保 | (空間)　有・無 | |
| | | ④出入口幅 80 cm以上 | (内法幅)　cm | |
| | | ⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 | (開閉方法) | |
| | | ⑥戸の前後に高低差がない（水平） | (高低差)　有・無 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 13<br>標識<br>（第14条） | 移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置<br>（日本工業規格Ｚ8210に適合し、内容が容易に識別できるもの） | ①エレベーターその他の昇降機への標識 | 有 ・ 無 | |
| | | ②便所への標識 | 有 ・ 無 | |
| | | ③駐車施設への標識 | 有 ・ 無 | |
| 14<br>案内設備<br>（第15条）<br>（案内所を設ける場合には、適用しない） | 建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所、駐車施設の配置された案内板等の設置<br>（配置を容易に視認できる場合を除く） | ①昇降機の配置を表示した案内板 | 有 ・ 無 | |
| | | ②便所の配置を表示した案内板 | 有 ・ 無 | |
| | | ③駐車施設の配置を表示した案内板 | 有 ・ 無 | |
| | 建築物又は敷地内に、移動等円滑化経路上の昇降機、便所の位置を、点字等の方法により視覚障害者に示す設備を設置 | ①昇降機の位置を点字等で示す設備を設置 | 有 ・ 無 | |
| | | ②便所の位置を点字等で示す設備を設置 | 有 ・ 無 | |
| | | | | |
| 15<br>点字等で示す設備（案内板）までの経路、又は案内所までの経路<br>（第16条） | 道等から案内板及び案内所までの全ての経路<br>（道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内板までの経路、又は道等から案内所まで主として視覚障害者が利用する経路の全て）<br><br>＊自動車の駐車施設に係る経路、案内所から直接地上へ通ずる出入口を視認できる建物の内部側を除く。 | ①線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか。 | 有 ・ 無 | |
| | | ②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか。 | 有 ・ 無 | |
| | | ③段・傾斜がある部分の上場に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。<br><br>（勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが16㎝以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して手摺を設ける踊場等を除く） | 有 ・ 無<br><br>（勾配）　　／<br>（高さ）　　㎝<br>（講じた措置） | |

（19.7）

注１　建築物特定施設等の欄の「第○条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注２　特別特定建築物については、誘導基準省令18条の読替え規定に注意。